

令和6年度 北九州市精神医療審査会総会 議事要旨

1 日 時 令和6年4月19日（金） 14：00～14：50

2 場 所 精神保健福祉センター セミナー室1

3 出席者 医療委員9名 保健福祉委員6名 法律家委員5名 計20名

4 議事及び報告

- (1) 報告：改正精神保健福祉法（令和6年4月施行）について
- (2) 議事：部会の構成について
会長・副会長選出
- (3) 議事：代理順序について
- (4) 議事：令和6年度審査担当病院について
- (5) 議事：精神医療審査会運営要綱及び運営要領の改正について
- (6) その他：令和5年度精神医療審査会審査件数等（事務局報告）
- (7) その他：令和5年度実地指導結果報告（精神保健・地域移行推進課報告）
- (8) その他：「医療保護入院等の届出に関する記載の手引き」の改訂について

5 報告の概要

資料に沿って審査会に関する内容を中心に説明。
委員からの質疑なし。

6 議事の概要

(1-1) 部会の構成について（事務局提案）

資料に沿って、令和6年度の定期の報告等に関する審査件数の見込みを説明。

10月から審査件数が増加することに伴い、部会を増設することを提案。10月以降の委員の配置について説明。

結論：事務局提案で異議なし。

(1-2) 会長・副会長選出（事務局提案）

会長・副会長について、立候補・推薦がなかったため、事務局より提案。

結論：事務局提案で異議なし。

(2) 代理順序について（事務局提案）

部会長の代理順序について、「北九州市精神医療審査会運営要綱」第4条第3項に総会の議決によって定めると規定されている。

合議体の最小定足数は、厚生労働省の「精神医療審査会運営マニュアル」より、医療

委員・法律家委員・保健福祉委員のそれぞれから1名出席すれば議事を開き、議決することができる」とされている。

部会長が関係者の排除規定の対象となった場合や、事故等で出席が困難となった場合にも、遅滞なく審査を行うことができるようにするために、部会長の代理を第二順位まで定めたい。

第一順位および第二順位の委員については、第1部会・第2部会・第3部会の部会長より推薦いただきたい。

結論：部会長推薦案で異議なし。

(3) 令和6年度審査担当病院について（事務局提案）

はじめに、令和5年度書類審査および退院等請求の実績について説明。

次に、4月から9月までの審査担当病院について説明。委員の変更に伴い一部変更したもの。最後に、10月以降の審査担当病院について説明。

変更にあたっては、令和5年度の実績をもとに、各部会の審査件数に大きな差が生じないように検討。

結論：事務局提案で異議なし。

(4) 精神医療審査会運営要綱及び運営要領の改正について（事務局提案）

令和4年12月に公布された改正法において、審査会は、入院措置時及び定期の入院の必要性に関する審査及び精神科病院に入院中の患者またはその家族等からの退院等の請求による入院の必要性等に関する審査を行うこととされた。

また、改正法施行に先立ち、令和5年11月27日付で厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知が発出された。

今回は改正法や関係通知を踏まえた要綱・要領の改正のため、令和6年4月1日から施行したもの。

次に、「議事1」において、10月以降部会を増設することとなったため、要綱4条の一部を改正するもの。施行日につきましては、令和6年10月1日としたい。

結論：事務局提案で異議なし。

7 その他の概要

(1) 令和5年度精神医療審査会審査件数等（事務局報告）

資料に沿って事務局から報告。

委員からの質疑なし。

(2) 令和5年度実地指導結果報告（精神保健・地域移行推進課報告）

資料に沿って精神保健・地域移行推進課から報告。

委員からの質疑なし。

(3) 「医療保護入院等の届出に関する記載の手引き」の改訂について

資料に沿って事務局から報告。

今回は、令和6年4月1日に改正精神保健福祉法が施行されることに伴い、精神科病院が届出を行う書類の様式が改正されたことをふまえ、改訂を行うもの。

記載の手引きの主な改訂点は、重複内容の削除およびこれまで手引きに入れていなかった2つの様式の追加。

今後のスケジュールとしては、北九州市ホームページに掲載し、精神科病院へ周知する予定。

委員からの質問および回答（事務局が回答）

【質問】

医療保護入院の入院期間について、入院した日から3月を上限とある。

数え方は、例えば4月1日に入院した場合、1か月30日計算ですか？6月30日でよいのか？7月1日となるのか？

【回答】

厚生労働省のQ&Aに入院期間の設定例が示されている。入院日が令和6年4月7日の場合、入院期間の上限（3カ月以内）は、令和6年7月7日まで。入院期間を更新した場合の入院期間の上限（3カ月以内）は、令和6年10月7日まで。更に入院期間を更新した場合の入院期間の上限（6カ月以内）は、令和7年4月7日までとなる。そのため、4月1日に入院した場合は、入院期間の上限（3カ月以内）は、7月1日までとなる。

8 意見交換等の概要

(1) 委員への退院請求の資料の事前送付について（委員より）

現地意見聴取実施後から審査会当日まで余裕がある場合、退院請求の資料を事前に送っていただくと、前もって検討することができ、審査会の時間短縮に繋がるのではないかと思います。

事務局からの回答

事前に送ることができるのであればそうしたいが、高度な個人情報になるため、万が一誤送付の懸念があるため、難しい。

デジタル化について、議論は出ているが、具体的には決まってない。

今後の検討課題とさせていただきたい。

(2) 各部会の年間日程について

年間日程表を配布。令和6年度も原則として、第1部会は第3木曜日16時から、第2部会は第4火曜日14時からで予定している。変更になる場合がある旨説明。

なお、第3部会は、第3金曜日の14時から開催することを説明。